

【陽性者発生時の調査等の流れ】

- ① 陽性者が発生した場合、感染症法第 15 条に基づき保健所がまずは陽性者本人に対し聞き取り調査を実施
- ② その後、接触のあった方(家族・職場・友人等)に陽性者本人から連絡をしてもらい、保健所が調査を実施
- ③ 接触状況を確認した上で、保健所が濃厚接触者を決定
- ④ 濃厚接触者には全員検査を実施（現在、鳥取県では幅広く、濃厚接触者以外でも検査を実施）
- ⑤ 濃厚接触者は 検査陰性の場合、2 週間の外出自粛・毎日の健康観察を実施していただき 保健所が健康状態を把握

- ・①～③までは 氏名、年齢、連絡先、症状の有無、接触状況が必要
- ・検査実施及び⑤については、性別・生年月日・住所等が追加が必要
- ・①～④について、速やかな実施が必要
- 接触者リスト(様式2-2)で陽性者と職員・利用者等の接触情報を把握

参考

職員・利用者の新型コロナ感染確定

保健所による施設調査の実施

【電話による聞き取り調査】（必要に応じて現地調査実施）

①感染した職員・利用者の行動調査

施設側から提出いただくもの(FAXなど)

- 職員名簿、利用者名簿、陽性者との接触状況
- 施設見取り図(簡単な図面で可)

②接触者調査

…感染可能期間に陽性者と接触した人、接触状況をリストに挙げていただき、そこから保健所が濃厚接触者を決定します。

③感染源調査

…保健所が陽性者の発症日から 14 日間さかのぼり調査を行い、すでにクラスターが発生している可能性がないか調査します。

施設側で用意いただくもの

- 職員全員の勤務表(勤務ローテーション)
- 利用者の処遇記録や健康記録
- 発熱・風邪の有症状リスト(利用者・職員)
- 施設の行事表や利用者のスケジュール表(レク参加の有無)
- 食事のテーブルが一緒、レクリエーション等で近接していた利用者のリスト
- 入力用PCなど共有備品の有無 など

④汚染範囲の確定

…保健所が消毒するエリアを決定します。消毒は施設が行います。

⑤接触者の検査

…陽性者と接触のあった方の検査を実施します。

施設の状況、対象者の状況に合わせて検査場所、検査方法を施設側と保健所とで協議し実施します。

新型コロナウイルス感染症患者の接触者リスト(職場・立ち寄り先等)

様式2-2

R2.12.7

施設・会社名: _____

担当者名: _____

担当者連絡先:(電話) _____ (FAX) _____

<接触状況の目安>

- ① マスク着用なしで、15分以上、1メートル以内での接触あり(濃厚)
- ② 接触はあるが、①ではない
- ③ 直接的な接触はない

	氏名	ふりがな	生年月日	年齢	性別	携帯電話番号 (なければ自宅)	住所	症状	車種、色、 ナンバー(4桁)	陽性者との接触状況		
										番号 (①~③)	具体的な状況 (時間・距離・マスク着用有無も)	最終接触日
1												月 日
2												月 日
3												月 日
4												月 日
5												月 日
6												月 日
7												月 日
8												月 日
9												月 日
10												月 日

<連絡先>

米子保健所 健康支援課 電話:0859-31-9317 FAX:0859-34-1392